

沖縄の地理的表示(GI) 保護制度の新規登録産品を ご紹介します！



「ぐしちゃんピーマン」と「中城島にんじん」が
新たな地理的表示(GI)品目として登録！

◆ぐしちゃんピーマン(八重瀬町)

(登録団体：J A おきなわ)

令和6年1月、GI産品として沖縄県内では約6年ぶり、青果物としては初めて登録されました。八重瀬町の具志頭(ぐしちゃん)地区近辺で栽培されており、「ちぐさ」という品種を使用しています。「ちぐさ」は、栽培が難しいものの、大きく生で食べても美味しいピーマンです。

八重瀬町では、温暖な気候の下、丁寧な土づくりや地下ダム等からの豊かな水の活用により、「ちぐさ」の優れた特性を最大限に発揮させる栽培技術を確立し、その地域ならではの環境と栽培技術に裏打ちされた大玉ピーマンを「ぐしちゃんピーマン」としてブランド化しています。



ぐしちゃんピーマン

◆中城島にんじん(中城村)

(登録団体：中城村野菜産地協議会)

令和6年3月、中城村で栽培された沖縄在来の島にんじんが、「中城島にんじん」として、沖縄県内3つ目のGI産品となりました。

さわやかな甘みと食感の良さが特徴的な島にんじんは、身近な滋養食として古くから愛されてきた沖縄の伝統野菜です。風邪の時に、オバアが作ってくれるチムシンジ(レバーと野菜の汁もの)を食べたことがある方も県内では多いのではないのでしょうか。

中城村では、村内で育てた島にんじんからタネを採ること、在来種である島にんじんの系統を長く守ってきま



中城島にんじん

した。また、村の条例で12月12日を「中城島にんじんの日」と制定し、消費拡大と次世代への継承を推進するなど、県内随一の産地として様々な取組を実施しています。

地理的表示保護制度とは

国の地理的表示(GI)保護制度とは、特定の地域を生産地とし、長い年月をかけて確立した品質や社会的な評価を持ち、その品質や社会的な評価が生産地の気候・風土と深く結びついている産品を農林水産大臣が登録し、知的財産として保護するものです。「夕張メロン」や「神戸ビーフ」など、現在100を超える産品が登録されています。沖縄県内では平成29年11月に、「琉球もろみ酢」が初めて登録されています。



お問合せ先

農林水産部 食料産業課
☎098-866-1673